

～ 福岡県で狩猟されるみなさんへ ～

福岡県農林水産部経営技術支援課

○ イノシシ・シカに関する留意事項

◆イノシシ・シカの狩猟期間の延長について

イノシシとシカの狩猟期間は、「10月15日～4月15日」となっております。

なお、イノシシ、シカ以外の狩猟鳥獣の狩猟期間はこれまでどおり「11月15日～2月15日」ですの  
で、ご注意ください。

◆シカの一人一日あたりの捕獲数制限の見直しについて

シカの一人一日あたりの捕獲数は、「銃猟にあってはオス2頭以内、メス制限なし、わな  
猟は制限なし」となっていましたが、平成29年9月15日からは捕獲数の上限がなくなり  
ました。

◆イノシシ・シカの捕獲情報等の報告について

イノシシ・シカについては生息状況の把握のため、狩猟者登録時に配布する様式に捕獲情報  
等を記入いただきますようご協力をお願いします。（様式は配布するほか県HPでも掲載して  
おります。）

○ 注意事項（共通事項）

1 捕獲の禁止について

(1) 捕獲が禁止されている狩猟鳥

雌ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）※<sup>1</sup>、雌キジ（コウライキジを除く）※<sup>2</sup>は令和9年  
9月14日まで狩猟禁止です。

※<sup>1</sup>：コシジロヤマドリは、非狩猟鳥獣（雌雄）

※<sup>2</sup>：コウライキジは、狩猟鳥獣（雌雄）

2 狩猟期間について （表1～表3参照）

表1 福岡県における狩猟期間

| 区 分            | 10月 | 11月 | 12月        | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|----------------|-----|-----|------------|----|----|----|----|
| イノシシ・シカ以外の狩猟鳥獣 |     |     | 11/15～2/15 |    |    |    |    |
| イノシシ・シカ        |     |     | 10/15～4/15 |    |    |    |    |

表2 イノシシ・シカ以外の狩猟鳥獣（区域、猟具別）

捕獲可能

捕獲禁止

| 区 域                | 法 定 猟 具 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|--------------------|---------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 可猟区                | 網・わな    |     |     |     |    |    |    |    |
|                    | 銃器      |     |     |     |    |    |    |    |
| 特定猟具（銃器）<br>使用禁止区域 | 網・わな    |     |     |     |    |    |    |    |
|                    | 銃器      |     |     |     |    |    |    |    |
| 休猟区・<br>鳥獣保護区      | 網・わな    |     |     |     |    |    |    |    |
|                    | 銃器      |     |     |     |    |    |    |    |

表3 イノシシ・シカ(区域、猟具別)

捕獲可能

捕獲禁止

| 区 域                | 法 定 猟 具 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|--------------------|---------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 可猟区                | 網・わな    |     |     |     |    |    |    |    |
|                    | 銃器      |     |     |     |    |    |    |    |
| 特定猟具(銃器)<br>使用禁止区域 | 網・わな    |     |     |     |    |    |    |    |
|                    | 銃器      |     |     |     |    |    |    |    |
| 休猟区                | 網・わな    |     |     |     |    |    |    |    |
|                    | 銃器      |     |     |     |    |    |    |    |
| 鳥獣保護区              | 網・わな    |     |     |     |    |    |    |    |
|                    | 銃器      |     |     |     |    |    |    |    |

- (注) わなにかかった狩猟獣の止めさしにあたっては、以下の点に注意してください。
- ① わな猟の狩猟登録のみ受けた人が、わなで狩猟獣を捕らえ、銃猟登録者に依頼して銃器による止めさしを行う場合、依頼した人が必ず立ち会いの上、行ってください。また、銃器による止めさしを行う場合は、跳弾等に十分注意をしてください。
  - ② 捕獲報告は、重複報告を避けるため、わな登録者が報告してください。
  - ③ 「特定猟具（銃器）使用禁止区域」では、銃器による止めさしは出来ません。

3 狩猟鳥獣の指定の見直しについて

(1) 令和4年9月15日から「ゴイサギ」及び「バン」については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正により、狩猟鳥獣の指定から解除されました。

- 4 狩猟時の留意事項について
- (1)登録証携帯、記章装着等
- 狩猟者登録証・銃砲所持許可証を携帯し、狩猟者記章を胸部又は帽子に装着してください
- (2)土地所有者の承諾
- 農耕地等では、土地所有者等の承諾を得てください。また、農林業や漁業に影響がないよう十分注意してください。
- (3)残滓放置の禁止
- 捕獲した鳥獣は、全量を回収するか、適切に埋設処理することが基本です。捕獲した鳥獣の残滓（個体の全部又は一部）を、野山等に放置することは禁止されています。

- 5 登録時の留意事項、登録証の返納について
- (1)今年度新しく狩猟者登録をする人は、保険の適用期間に注意してください
- 前述2の狩猟期間（10月15日から4月15日まで）に未保険の期間を含んでいる場合、登録年月日は保険期間の初日以降となります。
- (2)狩猟者登録証の返納期限
- 狩猟者登録証の返納期限は狩猟期間満了後30日以内**となりますが、**早期の返納に御協力を願います**。また、狩猟者登録証の返納は法律によって狩猟者の義務となっていますので、必ず捕獲報告を記入して提出してください。
- 記入方法は下の【鳥獣捕獲報告について】をご覧ください。

- 6 その他
- (1)ガンカモ全国一斉調査
- 毎年1月第2日曜日にガンカモ全国一斉調査を行います。カモ類の狩猟を行わないようご協力をお願いします。また、個体数の少ないヨシガモ・ハシビロガモ・クロガモは、捕獲を自粛していただきますようお願いします。
- (2)足環のある鳥を捕獲した場合
- 足環のついた鳥類を捕獲された方は、足環を回収し、登録証返納時等に関係農林事務所まで提出してください。その際に捕獲した鳥の種類・捕獲月日・捕獲場所を報告願います。

## ○ 鳥獣捕獲報告について

狩猟で捕獲した鳥獣について、**捕獲場所（地図のメッシュ番号）**及び**捕獲数**を記入してください。メッシュ番号の記入間違いが毎年確認されています。よく確認の上、記入してください。

なお、捕獲した全ての鳥獣について、**捕獲した場所の市町村名**の記入をお願いします。報告記入欄を追加していますので、ご確認ください。

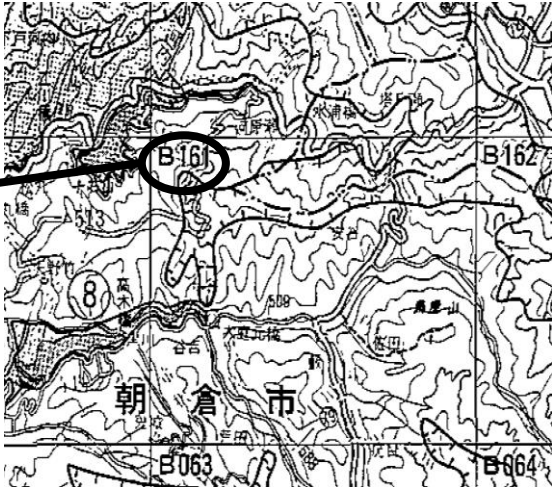
また、記入欄が足りない場合には、捕獲しなかった鳥獣欄の鳥獣名を訂正し、メッシュ番号等を報告してください。

さらに、グループで狩猟される場合には、同行の狩猟者との重複報告がないよう、報告する人を決めておいてください。

自宅のメッシュ番号を書く方がいらっしゃいます。**必ず捕獲場所のメッシュ番号を記入してください！**

（記入例）

| 鳥 獣 捕 獲 報 告 欄 |      |          |          |         |   |
|---------------|------|----------|----------|---------|---|
| アナグマ          | メッシュ | (     )  | (     )  | (     ) | 計 |
|               | 市町村  |          |          |         |   |
|               | 捕獲数  |          |          |         |   |
| イノシ(イノブタ含む)   | メッシュ | ( B113 ) | ( B161 ) |         | 計 |
|               | 市町村  | 糸島市      | 朝倉市      |         |   |
|               | 捕獲数  | 1        | 3        |         |   |
| ニホンジカ(オス)     | メッシュ | ( B163 ) | ( B271 ) | (     ) | 計 |
|               | 市町村  | 朝倉市      | 添田町      |         |   |
|               | 捕獲数  | 2        | 2        |         |   |
| ニホンジカ(メス)     | メッシュ | ( B261 ) | (     )  | (     ) | 計 |
|               | 市町村  | 嘉麻市      |          |         |   |
|               | 捕獲数  | 2        |          |         |   |



### 出猟報告様式 ご記入のお願い

イノシシ及びニホンジカを適切に管理していくには、生息状況の継続的な把握が必要不可欠です。

これまでの捕獲報告に加え、狩猟の際に得られた目撃情報等を収集することで、生息域の拡大状況把握や個体数の推定に活用することができます。

みなさまのご協力により提出いただいた情報は、集計して県の各種施策に反映させるための基礎資料として活用するとともに、狩猟や被害防除対策等の参考にさせていただくことも検討しています。

また、出猟報告様式を提出いただくことで、鳥獣保護管理法第9条第13項（許可捕獲）又は同法第66条（狩猟）に定める報告をしたこととみなします。

（捕獲許可証又は狩猟者登録証での捕獲報告は不要となります）

【説明】

令和〇年度ニホンジカ・イノシシに係る出猟報告様式

| 記入上の留意事項                                                                     |  |
|------------------------------------------------------------------------------|--|
| ➤ 本様式に定める事項に記入して報告することで、鳥獣保護管理法第9条第13項（許可捕獲）又は同法第66条（狩猟）に定める報告をしたこととみなします。   |  |
| ➤ 本報告は、捕獲許可証又は狩猟者登録証の返納と合わせて提出してください。                                        |  |
| ➤ 捕獲に関する報告は、出猟した日、出猟場所ごとに、同行者数（自分も含む）、捕獲した鳥獣の種類と数及び処理の概要、目撃数（捕獲以外）を報告してください。 |  |
| ➤ ニホンジカとイノシシを目的に出猟した日は、捕獲や目撃がなかったとしても報告してください。                               |  |
| ➤ 同行者と重複することがないように、報告者自身が捕獲あるいは目撃した数を報告してください。                               |  |

#### 1. 捕獲者に関する報告

|         |  |     |  |    |  |     |
|---------|--|-----|--|----|--|-----|
| 許可/登録番号 |  | 氏 名 |  | 銃歴 |  | 年 月 |
|---------|--|-----|--|----|--|-----|

#### 2. 捕獲許可等の内容に関する報告

|      |           |
|------|-----------|
| 捕獲区分 | 許可捕獲 ・ 狩猟 |
|------|-----------|

必要事項を記入して、捕獲許可証（従事者証）

#### 3. 捕獲に関する報告

| 出猟月日 | 出猟場所<br>上段：地名<br>下段：メッシュ番号 | 同行者数<br>(自分も含む) | 性別 | 捕獲数 |    |      |    | 目撃数（捕獲以外） |    | 備考 |      |
|------|----------------------------|-----------------|----|-----|----|------|----|-----------|----|----|------|
|      |                            |                 |    | シカ  |    | イノシシ |    | 処置の概要     | シカ |    | イノシシ |
|      |                            |                 |    | 成獣  | 幼獣 | 成獣   | 幼獣 |           |    |    |      |
| 月 日  | 市町村、地名                     |                 | オス |     |    |      |    |           |    |    |      |
|      | メッシュ番号                     |                 | メス |     |    |      |    |           |    |    |      |
| 月 日  |                            |                 | オス |     |    |      |    |           |    |    |      |
|      |                            |                 | メス |     |    |      |    |           |    |    |      |
| 月 日  |                            |                 | オス |     |    |      |    |           |    |    |      |
|      |                            |                 | メス |     |    |      |    |           |    |    |      |

※目撃情報については、出猟報告への記入と併せて、「福岡県鳥獣被害対策システム」への投稿にご協力をお願いします。

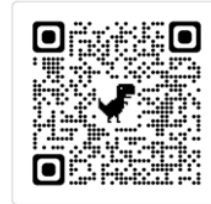
○ 「福岡県鳥獣被害対策システム」へのアクセス

- ・ 投稿アプリ及びシステムは、県ホームページもしくは右記QRコードからアクセスください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/choju-system.html>

福岡県鳥獣被害対策システム

検索



目撃・被害情報  
投稿アプリ



鳥獣被害対策  
システム

## ○ 網猟・わな猟をされる方へ

### 1 猟具の標識

網猟・わな猟に使用する猟具には、1文字の大きさが縦・横それぞれ1cm以上で、住所、氏名、福岡県知事名、登録年度、登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識を見やすい場所に取り付けてください。

### 2 わな架設数の上限

架設できるわなの数は30基以下です。事故防止等のため、見回りはこまめに行ってください。

### 3 とらばさみ

全て使用禁止です。

### 4 くくりわなの構造

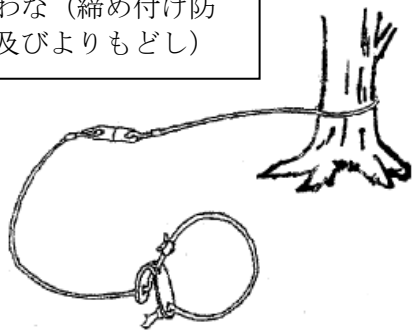
#### ○イノシシ・シカの場合

くくりわなは、締め付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの、ワイヤーの直径が4mm未満であるものは使用禁止です。

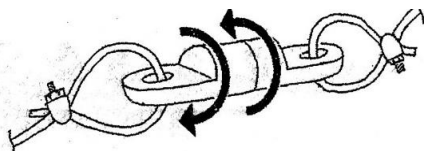
#### ○イノシシ・シカ以外の場合

くくりわなは、輪の直径が12cmを超えるもの、締め付け防止金具が装着されていないものは使用禁止です。

くくりわな（締め付け防止金具及びよりもどし）

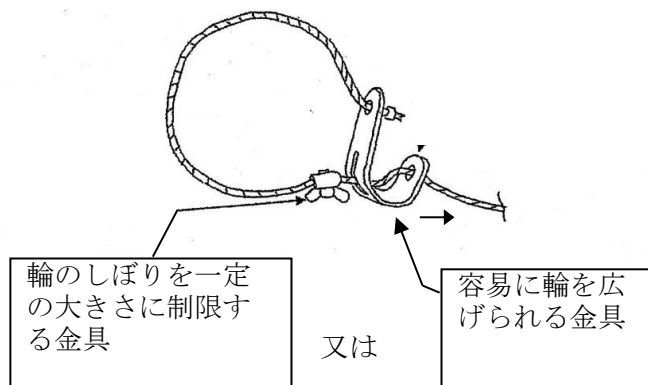


①よりもどし  
金具の両端が回転することができる構造



#### ②締め付け防止金具

矢印(→)の方向に金具を引くことで容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具



## ○ 銃猟をされる方へ

- 1 指定猟法（鉛散弾）禁止区域では、鉛散弾は使用禁止です。位置図で確認してください（泉川河口、築上町椎田）
- 2 有明海で狩猟される時は、漁業者やノリ養殖施設の確認を十分行い事故のない安全な狩猟を行うようお願いします
- 3 猟具を用意することなく、犬のみにより狩猟することは禁止されています
- 4 空薬きょうは、必ず回収し、持ち帰るようにしてください
- 5 国有林野内で銃猟を行う場合は、森林管理署に入林届の提出が必要です

### ◆銃器を使用される方へ◆

◎近年、猟銃による重大な事故が複数発生しております。事故事例は、矢先・獲物の確認など基本動作を怠ったことによるものです。発砲前に、矢先や獲物は十分に確認をしましょう。例えば獲物は逃がすことになっても、次回の獲物の機会があります。事故が発生すれば、取り返しがつきません。くれぐれも、安全・適法な捕獲をお願いします。

また、他県において、大粒散弾（6粒弾、9粒弾など）の事故が複数発生していることに鑑み、福岡県猟友会と協議を行い、福岡県では、有害鳥獣捕獲はもとより狩猟においても、大粒散弾の使用自粛を呼びかけております。大粒散弾は殺傷力の強い弾丸が広範囲に飛びますので、ご使用の際は、矢先の確認は特に慎重にお願いします。

※このほか、狩猟や有害鳥獣捕獲についてのお知らせや注意喚起を県のホームページ「鳥獣対策総合案内コーナー（鳥獣対策、狩猟へのご案内など）」で行っております（福岡県鳥獣保護区等位置図のダウンロードもできます）。是非、ご活用ください。

#### ◎猟銃の危険防止のために

- 1 銃の点検。日頃から点検し、また使用前にも万全な点検をしましょう。
- 2 装てんの確認。銃を手にしたとき、銃を手から離すときは、必ず装てんの有無を確認しましょう。
- 3 みだりに他人の銃を手にしたたり、自分の銃を他人にさわらせないようにしましょう。
- 4 例え弾が入っていても、銃口を人に向けない。
- 5 使用する銃に適合した火薬や実包を使用しましょう。
- 6 脱包の励行。発砲の必要がおこる直前まで装てんしないようにしましょう。また、発砲の必要性がなくなったら脱包しましょう。
- 7 安全装置の過信は禁物です。
- 8 銃口に異物の混入がないか、常に確認しましょう。
- 9 矢先の確認。周囲の安全を確認し、狩猟鳥獣かどうか確実に判別して発砲しましょう。
- 10 獲物の確認。獲物が見えない時は、常に「人かも知れない」の疑いを持ちましょう。
- 11 銃を運搬するときは、必ず脱包し、銃袋に入れましょう。
- 12 銃と弾薬は常に点検し、別々の場所で厳重に管理してください。
- 13 服装の注意。目立つ色の帽子やベストを着用しましょう。

#### ◎猟犬を使われる方へ

猟犬の飼い主には管理責任があります。以下のマナーに留意してください。

- 1 猟犬が人や飼養動物に襲いかかることがないように、十分な訓練を行ったうえで、使役すること。
- 2 狩猟中に、猟犬が迷い犬にならないよう気を付け、所有者の住所、氏名、電話番号を明記した首輪をつけること。
- 3 猟場付近に住居・一般道がある場合は、猟犬に引き綱を付け、猟犬管理者のもとから放さないこと。
- 4 狩猟終了後は、猟犬を速やかに回収すること。

## ～銃猟をされるみなさんへ～

銃猟をされる皆様におかれましては、日頃から安全狩猟に努めていただいているところですが、以下のことにつきましても、ご注意くださいようお願いします。

### のり養殖施設に向けて発砲しないでください

- ◎狩猟期間の有明海では、のりの養殖が行われており、過去に養殖施設（「のり網支柱」「うき」など）が散弾によって破損したことがあります。
- ◎養殖漁場内での発砲や養殖漁場に向けた発砲は、のり養殖漁業者の大切な財産に損害を与えたり、漁業者が被弾する可能性がありますので、しないでください。

### 農業施設に向けて発砲しないでください

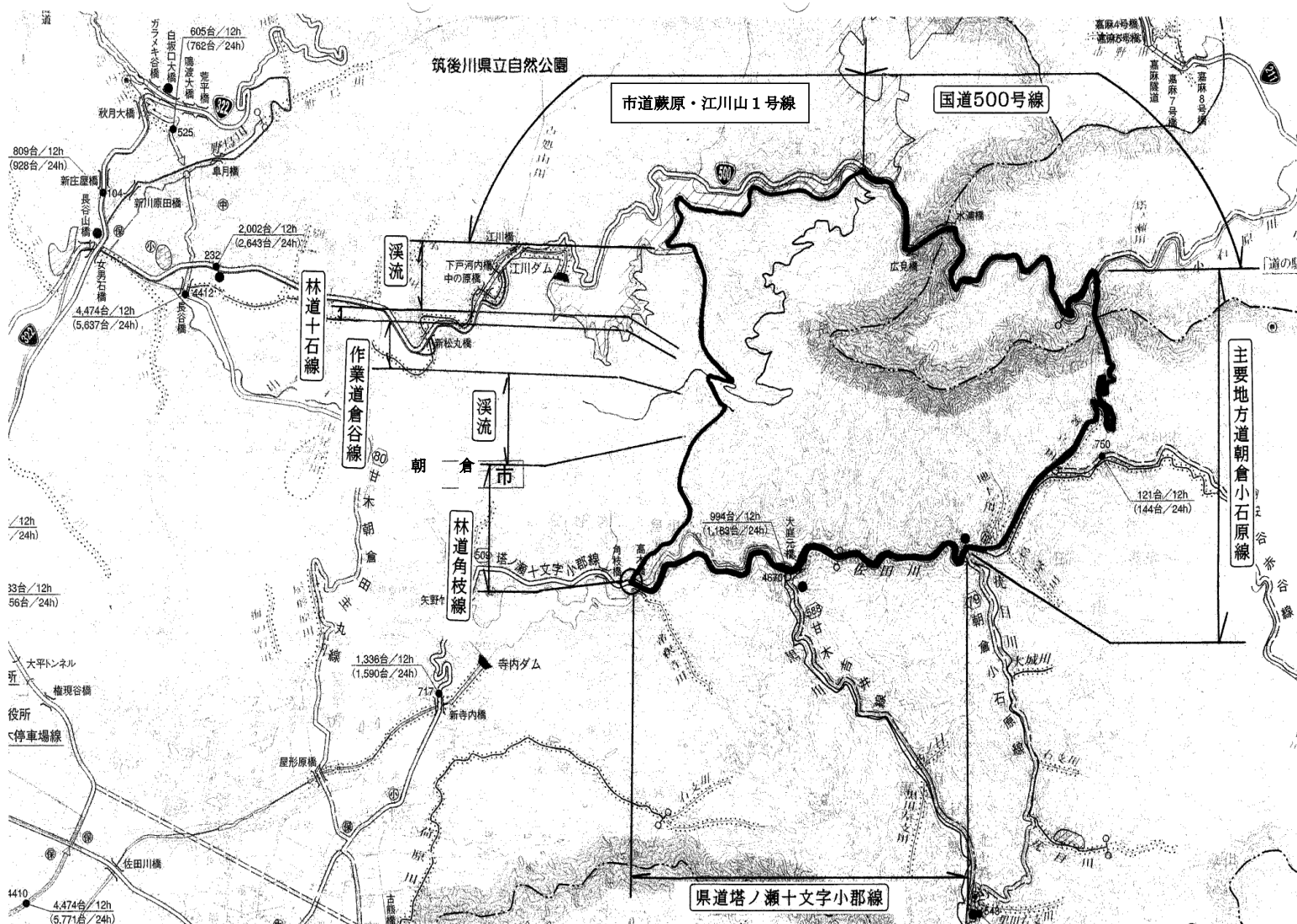
- ◎農業施設（レンコン畑の水漏れ防止の仕切材など）でも過去に散弾による破損が起きています。
- ◎発砲する際は、矢先に農業施設や農作物がないか、十分に確認してください。

# ～希少な猛禽類の保護のため、銃猟の自粛をお願いします～

○下記区域には、希少な猛禽類が生息しており、2月～3月は猛禽類の繁殖期となっています。この時期に銃猟を行うと、猛禽類の繁殖に悪影響を及ぼすため、この期間、下記区域における銃猟は自粛をお願いします。

## 自粛区域

朝倉市及び朝倉郡東峰村のうち、県道塔ノ瀬十文字小郡線と林道角枝線との交点を起点とし、林道角枝線を北東へ進み同林道終点で溪流と接続し、同溪流を上流へ進み作業道倉谷線に接続し、同作業道を北西へ進み林道十石線に接続し、同林道を東へ進み標識「起点から7Km」地点溪流に至り、同地点から溪流を下流へ進み朝倉市道蔵原・江川山1号線寒ヶ谷橋に至り、同地点から同市道を北東へ進み国道500号線と接続し、同国道を東へ進み主要地方道朝倉小石原線との分岐点に至り、主要地方道朝倉小石原線を南へ進み県道塔ノ瀬十文字小郡線との分岐点に至り、県道塔ノ瀬十文字小郡線を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域。



## 自粛期間

2月16日から3月15日まで

## 豚熱ウイルスの拡散防止対策のお願い

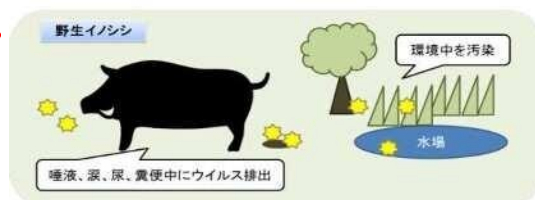
令和7年8月に県内で野生イノシシへの豚熱感染が確認されました。

つきましては、下記の感染拡大防止対策にご協力をお願いします。

また、居住地以外（県外）での狩猟は感染拡大のリスクを高めるため、県外狩猟について自粛をお願いします。

### ウイルスがいる場所

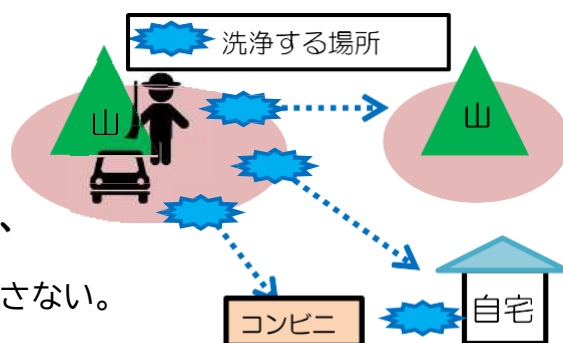
- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中（土壌、植物など）を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



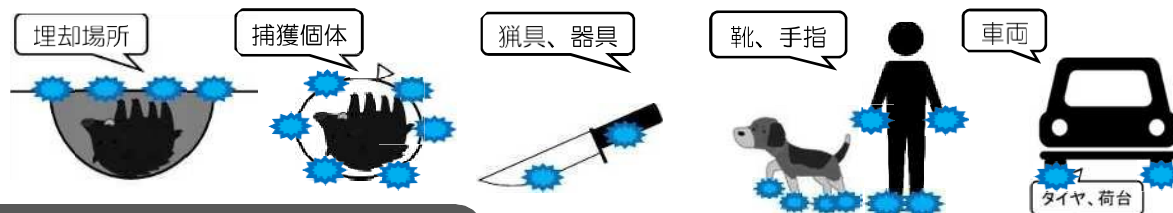
### 感染を広げないために必要な行動

#### いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「洗浄」・「消毒」。  
（具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。）
- 自家消費用の解体時には、使い捨てゴム手袋、衛生的な着衣（レインコート、防護服等）を使用。  
※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒
- 解体後の内臓等は、放置せず二重に袋につつみ持ち帰り、衛生的に確実に廃棄。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
- 自宅に帰ってから、特に念入りに「洗浄」、「消毒」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。



#### 消毒を行う場所



#### 洗浄・消毒の方法

- 靴の裏、タイヤ周り  
→ ブラシなどで汚れを落とす、水で洗い流す。
- 器具（ナイフなど）  
→ ブラシや紙タオルなどで汚れを落とす、水で洗い流す。
- 消毒は、洗浄後にお願いします。  
→ 逆性石鹼やアルコール、消石灰の乳液（粉でも可）をスプレーやジョウロ、噴霧器でかけてください。



お問い合わせ先

令和7年9月改正

豚熱関係  
福岡県農林水産部畜産課  
TEL: 092-643-3498

狩猟関係  
福岡県農林水産部経営技術支援課  
TEL: 092-643-3560

山や草むらで活動するときは、

# マダニに注意しましょう

春から秋にかけての季節は、キャンプ、ハイキング、農作業など、

山や草むらで活動する機会が多くなりますが、マダニの活動も活発になります。

野山に生息するマダニに咬まれると、

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、ライム病

などの感染症にかかることがあります。

## 予防のポイント

下の4つのことを参考にして、ダニに咬まれないようにしましょう。

(これらの予防方法はツツガムシに咬まれて感染するつつが虫病の予防にも有効です。)

### 1. マダニの生息場所



マダニは、シカやイノシシ、野ウサギなどの野生動物が出没する環境に多く生息しています。

マダニは、民家の裏山や裏庭、畑、あぜ道などにも生息しています。



### 2. マダニから身を守る服装

野外では、腕・足・首など、肌の露出を少なくしましょう！

首にはタオルを巻くか、ハイネックのシャツを着用しましょう。



半スボンやサンダル履きは不適当です！

シャツの袖口は軍手や手袋の中に入れてみましょう。

シャツの裾はスボンの中に入れてみましょう。

農作業や草刈などではスボンの裾は長靴の中に入れてみましょう。

ハイキングなどで山林に入る場合は、スボンの裾に靴下を被せましょう。

### 3. マダニから身を守る方法

上着や作業着は、家の中に持ち込まないようにしましょう。



屋外活動後は、シャワーや入浴で、ダニが付いていないかチェックしましょう。



ガムテープを使って服に付いたダニを取り除く方法も効果的です。

ダニ類の多くは、長時間（10日間以上のこともある）吸血します。吸血中のマダニを無理に取り除こうとすると、マダニの口器が皮膚の中に残り化膿することがあるので、皮膚科等の医療機関で、適切な処置（マダニの除去や消毒など）を受けて下さい。

マダニに咬まれたら、数週間程度は体調の変化に注意し、発熱等の症状が認められた場合は、医療機関で診察を受けて下さい。

### 4. 忌避剤の効果

マダニに対する忌避剤（虫よけ剤）が、2013年から新たに認可されました。現在は、ディート、イカリジンの2種類の有効成分の忌避剤が市販されています。

忌避剤の使用でマダニの付着数は減少しますが、マダニの付着を完全に防ぐわけではありません。忌避剤を過信せず、様々な防護手段と組み合わせて対策を取ってください。



出典 国立感染症研究所昆虫医科学部

詳細な情報は県ホームページをご覧ください。